

(参考) 新旧対象表 (館山市「食のまちづくり拠点施設」整備事業 募集要項等の変更)

令和3年3月19日

館山市経済観光部農水産課食のまちづくり推進室

変更箇所	変更前	変更後
募集要項 P6 1 (1) ⑦ (イ) (ii) 設計業務	(ii) 設計業務 ～途中省略～ ■各種申請 ( <u>開発行為の許可</u> 、建築確認申請等)	(ii) 設計業務 ～途中省略～ ■各種申請 ( <u>館山市宅地等開発事業に関する指導要綱に基づく事前協議</u> 、建築確認申請等)
募集要項 P20 2 (10) 資料の閲覧	(10) 資料の閲覧 ～途中省略～ ②閲覧資料 食のまちづくり拠点施設 基本設計 (平成28年3月)  ③閲覧の手続き 上記資料については冊数に限りがあるため、閲覧を希望する場合は、事前に閲覧が可能な日時を市に確認し、閲覧する日時を調整すること。なお、閲覧が可能な期間は、 <u>令和3年3月31日</u> までとし、開庁時間内 (土日祝日を除く8時30分～17時00分まで) とする。	(10) 資料の閲覧 ～途中省略～ ②閲覧資料 <u>(i) 食のまちづくり拠点施設 基本設計 (平成28年3月)</u> <u>(ii) 公設卸売市場地質調査業務委託 (平成13年3月)</u> <u>(iii) 公設卸売市場測量業務委託測量成果報告書 (平成13年3月) 等の用地の測量に関する資料一式</u> ③閲覧の手続き 上記資料については冊数に限りがあるため、閲覧を希望する場合は、事前に閲覧が可能な日時を市に確認し、閲覧する日時を調整すること。なお、閲覧が可能な期間は、 <u>令和3年4月30日</u> までとし、開庁時間内 (土日祝日を除く8時30分～17時00分まで) とする。
募集要項 P20	※記載なし	(11) <u>事業対象地への立ち入り</u> 応募に際し、 <u>事業対象地 (用地A～用地C)</u> について、 <u>土地の形状</u>

		や地盤の状況等の確認のため、立ち入り調査を可能とする。立ち入りを希望する場合は、希望する日時を市に連絡すること。なお、立ち入りが可能な期間は、令和3年4月30日までとする。市の連絡先は募集要項「8(2)」に同じ。																						
要求水準書 P6 1(4) ②設計業務	②設計業務 ～途中省略～ ■各種申請（ <u>開発行為の許可</u> 、建築確認申請等）	②設計業務 ～途中省略～ ■各種申請（ <u>館山市宅地等開発事業に関する指導要綱に基づく事前協議</u> 、建築確認申請等）																						
要求水準書 P8 1(5) 官民の役割分担	(5) 官民の役割分担 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務内容</th> <th colspan="2">分担</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>選定事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">～途中省略～</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設計業務</td> <td>各種申請（<u>開発行為の許可</u>、建築確認申請等）</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	分担		市	選定事業者	～途中省略～			設計業務	各種申請（ <u>開発行為の許可</u> 、建築確認申請等）	●	(5) 官民の役割分担 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業務内容</th> <th colspan="2">分担</th> </tr> <tr> <th>市</th> <th>選定事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">～途中省略～</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">設計業務</td> <td>各種申請（<u>館山市宅地等開発事業に関する指導要綱に基づく事前協議</u>、建築確認申請等）</td> <td style="text-align: center;">●</td> </tr> </tbody> </table>	業務内容	分担		市	選定事業者	～途中省略～			設計業務	各種申請（ <u>館山市宅地等開発事業に関する指導要綱に基づく事前協議</u> 、建築確認申請等）	●
業務内容	分担																							
	市	選定事業者																						
～途中省略～																								
設計業務	各種申請（ <u>開発行為の許可</u> 、建築確認申請等）	●																						
業務内容	分担																							
	市	選定事業者																						
～途中省略～																								
設計業務	各種申請（ <u>館山市宅地等開発事業に関する指導要綱に基づく事前協議</u> 、建築確認申請等）	●																						
要求水準書 P11 2(1) ①配置計画	(1) 施設全体に関する要求水準 ①配置計画 ・本施設へのメインとなる出入口（車両、歩行者）は、用地①の安	(1) 施設全体に関する要求水準 ①配置計画 ・本施設へのメインとなる出入口（車両、歩行者）は、用地①の安																						

	房グリーンラインに面した部分とすること。	房グリーンライン <u>(※)</u> に面した部分とすること。 <u>※建築基準法第 42 条第 1 項第 1 号に該当する道路</u>
要求水準書 P19 2 (3) ③ (エ) 給水設備	(エ) 給水設備 ・敷地内に敷設済みの上水道を使用すること。(三芳水道企業団 メーター口径 25mm)	(エ) 給水設備 ・敷地内に敷設済みの上水道を使用すること。(三芳水道企業団 メーター口径 25mm) <u>なお、給水量の不足によりメーター口径の更 更等を行う場合は、別途協議が必要になることに留意すること。</u>
要求水準書 P19 2 (3) ③ (ケ) 冷凍・冷 蔵庫の活用について	(ケ) 冷凍・冷蔵庫の活用について ・市では、食のまちづくりの推進のため、平成 27 年度に大型の冷 凍・冷蔵庫を導入し、現在は市内にある若潮ホールに設置してある。 については、食のまちづくり拠点施設の整備にあたって、この冷凍・ 冷蔵庫を活用できるものとし、その提案に期待する。なお、移設及 び設置に要する費用については、市の財政負担に含めることができ る。 ただし、活用は必須ではない。また、活用の有無は提案審査の評価 においては考慮しないものとする。	(ケ) 冷凍・冷蔵庫の活用について ・市では、食のまちづくりの推進のため、平成 27 年度に大型の冷 凍・冷蔵庫を導入し、現在は市内にある若潮ホールに設置してある。 については、食のまちづくり拠点施設の整備にあたって、この冷凍・ 冷蔵庫を活用できるものとし、その提案に期待する。なお、移設及 び設置に要する費用については、市の財政負担に含めることができ る。 ただし、活用は必須ではない。また、活用の有無は提案審査の評価 においては考慮しないものとする。 <u>・活用に当たっては、現物の状態を確認することができる。現物確 認を希望する場合は、希望する日時を市に連絡し、日時の調整を行 うこと。なお、現物確認が可能な期間は、令和 3 年 4 月 30 日まで とし、開庁時間内(土日祝日を除く 8 時 30 分～17 時 00 分まで)と する。市の連絡先は募集要項「8 (2)」に同じ。</u>
	(活用できる冷凍・冷蔵庫の製品概要)	(活用できる冷凍・冷蔵庫の製品概要)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレハブ冷凍冷蔵庫 ホシザキ製 PRF-22.5CC-1.00 (R) /22CC-2.00 (F) 寸法 R=1800W×1800D F=3600W×1800D</li> <li>・冷凍冷蔵ユニット 三菱製 天井置 AFR-RP3A、AFL-RP1B 電源 三相 200V</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレハブ冷凍冷蔵庫 ホシザキ製 PRF-22.5CC-1.00 (R) /22CC-2.00 (F) 寸法 R=1800W×1800D F=3600W×1800D</li> <li>・冷凍冷蔵ユニット 三菱製 天井置 AFR-RP3A、AFL-RP1B 電源 三相 200V</li> </ul>
要求水準書 P20 2 (4) ④電気設備 (外構)	④電気設備 (外構) ～途中省略～ ・電気自動車用の急速充電器を設置すること。	④電気設備 (外構) ～途中省略～ ・電気自動車用の急速充電器を設置すること。 <u>なお、容量等については、選定事業者の提案によるものとする。</u>
要求水準書 P21 2 (4) ⑧消防水利について	⑧消防水利について ・消防水利については、 <u>市の社会安全課と協議の上</u> 、敷地内に防火水槽を設置すること。	⑧消防水利について ・消防水利については、敷地内に防火水槽を設置すること。 <u>なお、容量は40m<sup>3</sup>とし、位置及び構造等については、市の担当課と協議を行うこと。</u>
要求水準書 P21 2 (4) ⑨その他	⑨その他 ～途中省略～ ・ <u>開発許可に該当する場合は、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) に基づき、公園、緑地又は広場を設けること。</u>	⑨その他 ～途中省略～ <u>(削除)</u>
要求水準書 P24	(1) 基本事項 ～途中省略～	(1) 基本事項 ～途中省略～

<p>4 (1) 基本事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計業務着手に先立ち、詳細工程表を含む設計業務計画書（<u>開発行為許可申請</u>、基本設計、実施設計、各種調査及び申請等に関する業務含む）を市に提出し確認を得ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計業務着手に先立ち、詳細工程表を含む設計業務計画書（<u>館山市宅地等開発事業に関する指導要綱に基づく事前協議</u>、基本設計、実施設計、各種調査及び申請等に関する業務含む）を市に提出し確認を得ること。</li> </ul>
<p>要求水準書 P27 4 (5) 道路予備設計</p>	<p>(5) 道路予備設計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食のまちづくり拠点施設の整備に伴い車両出入口を設置することから歩道・右折レーン等の設置を検討する。なお、これについては<u>開発行為の許可申請</u>と併せて進めること。</li> </ul>	<p>(5) 道路予備設計</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食のまちづくり拠点施設の整備に伴い車両出入口を設置することから歩道・右折レーン等の設置を検討する。なお、これについては<u>館山市宅地等開発事業に関する指導要綱に基づく事前協議</u>と併せて進めること。</li> </ul>
<p>要求水準書 P27 4 (6) 各種申請</p>	<p>(6) 各種申請（<u>開発行為の許可</u>、建築確認申請等） ～途中省略～</p> <p>①<u>開発行為の許可申請</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>事業対象地は、都市計画法による「区域区分が定められていない都市計画区域（非線引都市計画区域）」に指定されていることから開発許可の手続きが必要になることが想定される。したがって、開発許可に該当する場合は、選定事業者は開発許可手続き（申請・検査等）を実施する。</u></li> </ul> <p>～途中省略～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選定事業者は、手続きに必要な<u>申請書</u>、図面、資料等を作成すること。</li> </ul> <p>～途中省略～</p>	<p>(6) 各種申請（<u>館山市宅地等開発事業に関する指導要綱に基づく事前協議</u>、建築確認申請等） ～途中省略～</p> <p>①<u>館山市宅地等開発事業に関する指導要綱に基づく事前協議</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>本施設は開発許可適用除外と見込まれているが、その場合であっても、館山市宅地等開発事業に関する指導要綱に基づく事前協議を実施する。なお、開発許可の要否の判断については千葉県が行うが、時期については設計前における千葉県への事前相談を見込んでいる。</u></li> </ul> <p>～途中省略～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・選定事業者は、手続きに必要な<u>事前協議書</u>、図面、資料等を作成すること。</li> </ul> <p>～途中省略～</p>

	<p>・<u>選定事業者は、開発許可申請に伴い、千葉県使用料及び手数料条例に基づく手数料を、選定事業者の負担により納付すること。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>				
<p>審査基準 P14 6 (2) ② (価格評価点の計算式)</p>	<p>(価格評価点の計算式) ～途中省略～</p> <table border="1"> <tr> <td>②指定管理料 (40点満点)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価の基となる提案価格は指定管理料の20年間の合計額とする。</li> <li>・価格評価点 = <math>\{1 - (\text{当該提案価格}) / 4 \text{ 億円}\} \times 40 \text{ 点}</math></li> </ul> </td> </tr> </table>	②指定管理料 (40点満点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価の基となる提案価格は指定管理料の20年間の合計額とする。</li> <li>・価格評価点 = <math>\{1 - (\text{当該提案価格}) / 4 \text{ 億円}\} \times 40 \text{ 点}</math></li> </ul>	<p>(価格評価点の計算式) ～途中省略～</p> <table border="1"> <tr> <td>②指定管理料 (40点満点)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価の基となる提案価格は指定管理料の20年間の合計額とする。</li> <li>・価格評価点 = <math>\{1 - (\text{当該提案価格}) / 4 \text{ 億円}\} \times 40 \text{ 点}</math></li> </ul> <p><u>※ただし、令和5年度以前分の指定管理料については、提案された事業スケジュールにより、平均月額に12を乗じて年額に換算して計算することとする。なお、計算の結果、マイナスになる場合は、0点とする。</u></p> </td> </tr> </table>	②指定管理料 (40点満点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価の基となる提案価格は指定管理料の20年間の合計額とする。</li> <li>・価格評価点 = <math>\{1 - (\text{当該提案価格}) / 4 \text{ 億円}\} \times 40 \text{ 点}</math></li> </ul> <p><u>※ただし、令和5年度以前分の指定管理料については、提案された事業スケジュールにより、平均月額に12を乗じて年額に換算して計算することとする。なお、計算の結果、マイナスになる場合は、0点とする。</u></p>
②指定管理料 (40点満点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価の基となる提案価格は指定管理料の20年間の合計額とする。</li> <li>・価格評価点 = <math>\{1 - (\text{当該提案価格}) / 4 \text{ 億円}\} \times 40 \text{ 点}</math></li> </ul>					
②指定管理料 (40点満点)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価の基となる提案価格は指定管理料の20年間の合計額とする。</li> <li>・価格評価点 = <math>\{1 - (\text{当該提案価格}) / 4 \text{ 億円}\} \times 40 \text{ 点}</math></li> </ul> <p><u>※ただし、令和5年度以前分の指定管理料については、提案された事業スケジュールにより、平均月額に12を乗じて年額に換算して計算することとする。なお、計算の結果、マイナスになる場合は、0点とする。</u></p>					
<p>様式及び記載要領 P3 1 (2) 提案審査に係る提出書類</p>	<p>(2) 提案審査に係る提出書類 ※提出期限：令和3年5月14日(金)17時00分まで ～途中省略～</p>	<p>(2) 提案審査に係る提出書類 ※提出期限：令和3年5月14日(金)17時00分まで ～途中省略～</p> <p><u>※様式7-1～様式7-4については、A3横でも可とする。ただし、枚数制限については、A4横の場合の2ページ分に換算すること。</u></p>				